

国際日本文化研究センター防犯カメラ設置・運用に関する要領

平成 27 (2015) 年 9 月 3 日 所長裁定
令和 8 (2026) 年 7 月 31 日 最終改正

(趣旨)

第1条 この要領は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）のセンター内に設置される防犯カメラの設置及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において防犯カメラとは、犯罪行為の抑止及び事故発生の防止を目的としてセンターの一定の場所に継続的に設置される撮影装置で、画像表示装置及び録画装置を備えるものをいう。

(設置)

第3条 防犯カメラの設置は、センターの安全を確保し、犯罪及び事故を未然に防止する目的を達成するため、最小限度の必要な場所に、最小限の台数を設置するものとし、撮影範囲は、この目的に照らして適切になるよう調整することとする。

2 防犯カメラの設置に際しては、センターの危機管理においてその必要性を検討のうえ、センター会議の承認を得るものとする。

(管理責任者及び管理担当者の設置)

第4条 防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、国際日本文化研究センター危機管理規則（以下「危機管理規則」という。）第5条第2号に定める危機管理責任者（副所長所内担当）をもって充てる。

2 管理責任者を補佐するため、防犯カメラ管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置き、危機管理規則第5条第1号に定める危機管理者（管理部総務課長）をもって充てる。

(防犯カメラ設置等に係る措置)

第5条 管理責任者及び管理担当者（以下「管理責任者等」という。）は、防犯カメラの設置に際して、次の措置を講ずるものとする。

(1) 防犯カメラ設置区域に防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(2) 善良な管理者の注意をもって、防犯カメラの維持管理に努めること。

(画像の取り扱い等)

第6条 管理責任者等は、画像の取り扱いについて、次の措置を講ずるものとする。

(1) 画像は撮影時のままで保存し、加工をしないこと。

- (2) 画像の保存期間又は上書き消去までの期間は、原則として最長で30日間とし、当該期間経過後は速やかに画像消去の処理を行うこと。ただし、犯罪行為などの証拠を保全するなどの必要がある場合は、この限りではない。
- (3) 画像の再生及び記憶装置からの画像の持ち出しは、管理責任者等または管理責任者等から許可を受けた者が行うこと。また、不必要な再生は行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、画像の不正利用、外部流出、改ざん等を防止すること。

(画像の目的外利用)

第7条 管理責任者等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設置目的以外の目的で画像を利用し、又は提供してはならない。

- (1) 画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意があるとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。
- (3) 法令の定めに基づく請求があるとき。

(本人への画像開示)

第8条 管理責任者等は、本人から画像の開示の求めがあり、その請求理由が相当と認められる場合には、第三者の利益に配慮したうえで、本人に対し、当該画像を開示するよう努めなければならない。

(苦情処理)

第9条 管理責任者等は、防犯カメラの運用等に関する苦情を受けたときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事務)

第10条 防犯カメラに関する事務は、次のとおり取り扱う。

- (1) 設置、維持管理及び運用に関する事項 管理部総務課
- (2) 画像の目的外利用及び外部への提供に関する事項 管理部総務課及びセンター情報公開委員会

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年9月3日から施行し、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4(2022)年4月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和8(2026)年7月31日から施行する。